

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年10月10日（水）午後3時30分～午後4時5分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階 東会議室
 3. 出席委員 農業委員（11名）農地利用最適化推進委員（4名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	欠席	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	欠席	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員（2名）3番 鶴山久雄委員 8番 中江 彰委員
 推進委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項について通知の件

議第5号 農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について

議第6号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

- 議長 ただ今から10月の定例委員会を開催致します。
 本日の出席委員は、農業委員13名中11名が出席して頂いておりますので総会は成立していることを報告致します。
 なお、鶴山委員からは所用のため欠席する旨の連絡を、中江委員さんは部会の途中

で体調が悪くなり、急遽欠席となりました。推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員さんと、9番上田委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による権利移動でございます。

番号1番、申請地、甘田町□□□番1(畑)2,585㎡、譲受人、大字曾大根、□□□□(持分1/14)□□□□(持分1/14)、譲渡人、南本町、□□□□(持ち分1/7)、申請理由は、贈与による所有権移転のためでございます。なお、譲受人の耕作面積は、15,335㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第4番目、曾大根郵便局より□へ約50mのところですか。以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請書に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。まず、現在保有する農地と、今回、権利を取得する、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの譲受人は同一世帯で農業経営をされていますので、耕作に必要な機械の保有状況と、農作業の従事状況などにより、また□□□□さんは、認定農業者でありますので、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれることから、支障がないものと判断致します。次に、農作業の常時従事要件につきましては、世帯員等の農作業の従事日数等からして、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺地域との調和要件につきましては、従前と何ら耕作形態に変更ございませんので支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

6番 持ち分の移転ですが、これはいったい何人で持っておられるのですか。持ち分だけの移転はできるのですか。

事務局 登記簿には全員の表記があるのですが、7名で所有されています。持ち分の移転は可能ですが、その際にはそれぞれの方の下限面積の要件を満たすことが前提であり、今回の申請は、□□□□さんの持ち分1/7を、□□□□さんと□□さんのお二人へ1/14ずつ移転される申請でございます。

ご説明させていただいたとおり、移転されるお二人は同居されている家族で、ほかの

所有者も家族の方々になりますので、下限面積も満たし、耕作にも影響はございませんので今回の案件とさせていただきます

議 長 他に質問等ございませんか。無いようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。次に、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1(田、現況 畑)333㎡、申請人、檀原市、□□□□、転用目的は、露天資材置場への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目、中井記念病院より□へ約250mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。

大字根成柿の□□さんの露天資材置場への申請であります。申請地の現況は休耕されております。周囲は、北側が農地、南側は里道、東側は申請人所有宅地、西側は申請人所有農地です。既存の擁壁を補強されます。雨水は自然浸透です。隣接農地や水利組合の同意を得ておられます。周囲への被害はないものと思われれます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 根成柿の申請の、農地の区分につきましては、街区の面積に占める宅地の割合が40%以上の区域内に位置し、第3種農地と判定いたします。

次に、資力及び信用につきましては、現状を整地し使用するので費用はかからないということです。すぐに転用の目的を達成されるものと判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐ着手したいとのことですので確実と考えます。

また、計画面積につきましては、転用目的、計画内容からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。
(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。
この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書は2頁、議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字曾大根□□□番(田)732㎡、譲受人、大阪市、株式会社□□□、譲渡人、葛城市、□□□、申請地は、売買による所有権移転により、露天資材置場への転用申請です。場所は、調査順序表第2番目、コープたかだ店□□□でございます。

以上、第3号議案につきましては1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。曾大根の案件についてでございますが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側は里道、西側はため池、南側は農地、北側は所有者の宅地となっております。整地して利用され、排水は南と北側に既設の水路があり自然浸透で、東側の水路に放流される計画であり、周辺に被害はないものと思われまます。隣接農地の方々や、地元水利組合からの同意もいただいておりますので、農地部会では妥当な申請であるものと判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局

それでは説明させていただきます。大字曾大根の農地区分は、JR新庄駅より約500m内に位置し、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書の写しが添付されております。事業計画書の内容からして、目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より早々に着手し、約1ヶ月で完了する計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして、妥当な面積であると考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

4番

この申請地は、コープとかの店舗の裏側にあると思うのですが、進入路はあるのですか。

議長

後々、店舗は壊されて建て替えされるとのことですので、進入はできると思います。

事務局

今後そのような計画があるようですが、申請地の東側は里道で、その道は普通車でも入っていくことができますので、進入路は確保されているものと判断しております。

議長

他にございませんか。ないようですので、採決致します。議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。次に議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があつ

たものでございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番(田)1, 015㎡、借受人、蔵之宮町、□□□承継人、□□□、貸出人、大字田井、□□□外□名、解約理由は、自己耕作するためでございます。

以上、議第4号につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について説明いたします。本件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき、市の産業振興課より農用地区域の変更に対し意見書の交付の依頼を受けたものでございます。大谷地内の農用地区域から、除外申請をされるものです。申請地、大字大谷□□□番2(田)除外面積1, 398㎡、申請人、大字大谷、□□□□、太陽光発電設備への転用目的でございます。場所は、調査順序表第1番目 北角公民館より□へ約150mのところでございます。

この件につきましては、農用地から除外することで、周辺の営農に支障が生じないか等をご審議頂き、ご異議なければ、産業振興課に対しその旨の意見書の交付をさせて頂きます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせて頂きます。

大谷の申請地ですが、きれいに米を作っておられました。東と西側は農地で、作付けされており、南側は道路で、北側は申請者の関係の倉庫が建っております。東側の農地も申請者の方の農地で、農地部会では、農用地から除外されても支障がないものとの判断でした。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農地部会長からの報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

議 長 　梅田委員さんは、地元ですが、地元ではどうですか。

7 番 　特に何も聞いていませんが、地元の同意とか得られてないのですか。

事務局 　一応転用と同じ書類はいただいており、水利組合の同意はいただいておられます。産業振興課のほうからは、大和平野土地改良区や農協に対しても意見を求めておられます。農家支部や地元には意見は求めておられません。

議 長 　何かご意見、ご質問ございませんか。ないようですので採決いたします。議第5号、農業振興地域の整備に関する法律第13条による計画変更の協議について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので議第5号は、産業振興課に対して、計画変更について承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第6号その他の1番、専決処分の報告について、報告第1号、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書は3頁、議第6号、その他の1番専決処分の報告について、報告第1号農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件と報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について続けて説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年8月26日から平成30年9月25日までの報告分でございます。

報告第1号、番号1番、転用届出地、大字神楽□□□番4(田)1,362㎡、大字神楽□□□番5(田)437㎡、届出人、大字築山、□□□□、転用目的、店舗、でございます。平成30年8月31日、地区担当委員の奥本委員に連絡し、現地をご確認いただき、その後事務局も現地を確認し、書類も具備いたしておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして、報告第2号、番号1番、転用届出地、今里町□□□番1(畑)533㎡、譲渡人、今里町、□□□□、今里町□□□番5(畑)696㎡、今里町、□□□□、今里町□□□番1(畑)632㎡、今里町、□□□□、譲受人は桜井市、□□□□株式会社、転用目的は一戸建専用住宅及び青空資材置場、売買による所有権移転でございます。

平成30年9月10日に地区担当の今村会長に連絡致しまして現地をご確認いただき、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第4条関係1件、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

議長

ないようですので、異議がないということで報告第1号、第2号を終わります。確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

続いて議第6号その他の1番、専決処分の報告について、報告第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議第6号、その他の1番、専決処分の報告について、報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。

番号1番、転用届出地、磯野北町□□□番5(田)13㎡、東中二丁目□□□番1(田)5.87㎡、東中二丁目□□□番1(田)5.79㎡、譲渡人、大字市場、□□□□、転用目的は、大和高田市の道路に転用する通知でございます。公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長

報告第3号、公共転用の通知の件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

他にないようですので、委員の皆様方には、税務署からの研修もあり、長時間にわたりご苦勞様でした。これで10月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 梅 田 昌 宏

署名委員 上 田 美加子